平成２８年（フ）第５９９号
千葉県松戸市幸谷614番地の18　メイクスＪ棟202号
債務者　奥野　　聡
1　決定年月日時　平成28年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第６２５号
千葉県鎌ケ谷市南初富１丁目22番71号
債務者　伊東　章子
1　決定年月日時　平成28年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第６３０号
千葉県柏市光ケ丘団地３番４―101号
債務者　吉橋　克夫
1　決定年月日時　平成28年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第６５０号
千葉県鎌ケ谷市南初富２丁目６番22号（スペースピルム１―203）
債務者　藤原恵美子
1　決定年月日時　平成28年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第６５１号
千葉県流山市江戸川台西２丁目297番地の１第８サンライズ202
債務者　横川　悠加（旧姓早見・加藤）
1　決定年月日時　平成28年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第６５９号
千葉県松戸市西馬橋幸町１番地　伊藤ビル501号
債務者　後藤　徹夫
1　決定年月日時　平成28年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第４３号
山口県岩国市車町３丁目２番18号
債務者　井上　直行
1　決定年月日時　平成28年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月19日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２８年（フ）第１６３号
佐賀県武雄市武雄町大字武雄4154番地３
債務者　飯盛　由子
1　決定年月日時　平成28年11月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月19日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第８１６号
神戸市北区山田町小部字大歳馬場15番地の１鈴蘭荘２階北、従前の住所神戸市中央区元町通１丁目４番11号大上マンション504(従前々の住所）大阪府箕面市船場西３丁目３番19―104号
債務者　桑田　靖士
1　決定年月日時　平成28年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８３８号
神戸市中央区港島中町３丁目２番地の１ポートアイランド団地66棟1409号
債務者　山田　浩司
1　決定年月日時　平成28年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８６０号
兵庫県三木市別所町花尻80番地
債務者　生田　直也
1　決定年月日時　平成28年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８６２号
神戸市北区北五葉７丁目１番16―205号
債務者　橋口　和宏
1　決定年月日時　平成28年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８３１号
名古屋市熱田区河田町129番地　カリーノ河田102号、従前の住所名古屋市熱田区六番２丁目３番25号シャトー山田103号
債務者　村上　貴仁
1　決定年月日時　平成28年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１１９６号
愛知県北名古屋市徳重生田32番地　ＣＡＳＡＣ　202
債務者　坂　　智裕
1　決定年月日時　平成28年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１５６９号
名古屋市守山区向台３丁目803番地の２ファミール向台３Ｃ
債務者　佐原　裕太
1　決定年月日時　平成28年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１５７３号
愛知県半田市青山４丁目13番地の９　ヴィクトワール弐番館205号
債務者　澤田　美樹（旧姓杉浦）
1　決定年月日時　平成28年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部